

環境貢献林整備事業の実施に関する協定書

(目的)

第1条 神石高原町(以下「甲」という。)及び森林所有者(以下「乙」という。)は、この協定の対象とする森林(以下「対象森林」という。)における水源かん養機能、土砂災害防止機能及び生物多様性保全等の公益的機能を回復し、これを持続的に発揮させるために行う環境貢献林整備事業(以下「事業」という。)の実施について、この協定を締結する。

(期間)

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年3月31日までとする。

(対象とする森林)

第3条 対象森林の位置及び面積等は付表に掲げるとおりとする。

(事業の内容)

第4条 この協定に基づく事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 下層植生を回復させるための間伐
- (2) 針葉樹と広葉樹が混交する森林へ誘導するための強度間伐

2 乙は、原則として第1項第2号を適用した施業地において造林関係補助事業の補助申請を行わない。

(市町の責務)

第5条 甲は、この協定の目的を達成するため、乙に対して対象森林の森林管理に必要な助言及び情報の提供に努めなければならない。

(森林所有者の責務)

第6条 乙は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 乙は、この協定により事業を行った森林を皆伐しないものとする。
- (2) 乙は、この協定により事業を行った森林を森林以外の用途に転用しないものとする。
- (3) 乙は、対象森林の公益的機能が持続的に発揮できるよう適切な森林管理に努めるものとする。
- (4) 乙は、前号の目的を達成するために第三者に森林管理を委任できるものとする。
- (5) 乙は、対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立てがあった場合、その処理解決にあたるものとする。

(森林所有者の協力)

第7条 乙は、甲が調査研究のため対象森林に調査地の設定及び立入り等を申請した場合、協力するものとする。

2 乙は、甲が事業を行ったことを示す表示板等の設置を申請した場合、協力するものとする。

3 乙は、甲が対象森林を森林の体験活動又は環境学習等に使用することを申請した場合、協力するものとする。

(災害等による損害)

第8条 森林整備の実施中に、火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない理由により、対象森林に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 森林整備によって、対象森林の林相の著しい変化又は立木等の損害が生じた場合であっても甲はその責

任を負わない。

(協定の継承)

第9条 協定期間中に対象森林の所有権を移転又は貸借する場合には、乙は、所有権を取得する者又は貸借を受ける者に対して、この協定を継承するよう促す。

(特別な事情による協定の失効)

第10条 次の各号に掲げる場合においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林の全部又は一部が公用又は公共事業に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない理由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めない事項で必要がある場合は、甲及び乙の協議により定める。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲と乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 神石高原町長 入江 嘉則 印

(乙) 住所
氏名 印